

お知らせ掲示板

くらし

8月は市県民税・森林環境税第2期の納期です

納期限は9月1日(月)です。期限までに納付ください。

市税の納付には、便利な口座振替・自動払込みを利用ください。希望する方は近くの金融機関、郵便局またはインターネットで申し込みください。詳しくは、市ホームページへ。

また、納付書に「地方税統一QRコード」があれば、全国の地方税統一QRコード対応金融機関や地方税お支払サイトで、スマホ決済アプリ等で市税の納付ができます。利用方法等については地方税お支払サイトを確認ください。

【市ホームページ】 【地方税お支払サイト】



(納税課 ☎328-2204)

旧優生保護法にかかる補償金等の受け付けについて

旧優生保護法に基づき、昭和23年～平成8年に優生(不妊)手術や人工妊娠中絶を受けた方に対する補償金等について、受け付けを行っています。請求期限は令和12年1月16日です。

①補償金

旧優生保護法に基づく優生手術を受けた方、配偶者、本人や配偶者が亡くなっている場合は遺族

【支給額】本人1,500万円、配偶者500万円

②優生手術・人工妊娠中絶一時金

旧優生保護法に基づく優生手術または人工妊娠中絶を受けた方(現在ご存命の方)

【支給額】優生手術320万円、人工妊娠中絶200万円

熊本市旧優生保護法相談窓口(☎333-2352)

(こども支援課 ☎328-2158)

戸建木造住宅の耐震診断や耐震化に係る費用の一部を補助します

平成12年5月31日以前に新築着工した住宅 ※その他要件あり。

①耐震診断に係る専門家の派遣

耐震診断士が対象住宅の図面や現

地調査結果を基に、地震に対する強さ(上部構造評点)を診断 8月20日～9月30日(消印)

②耐震化(耐震改修や建て替え等)

「耐震診断」の結果「耐震性なし(上部構造評点が1.0未満)」と評価された住宅について、耐震改修や建て替え(既存の除却・新築による耐震化)に係る費用の一部を補助 10月31日(消印)まで

【共通】申し込みは、必要書類を郵送で〒860-8601住宅政策課へ。

詳しくは、市ホームページへ。

(住宅政策課 ☎328-2449)



65歳以上の方の令和7年度介護保険料が決定しました

65歳以上の方へ、7月末に令和7年度の介護保険料納付通知書、決定通知書または納入通知書を送付しました。

介護保険料年額は、本人の所得および世帯の所得状況等に応じて15段階に分かれており、令和7年度の介護保険料基準額(第5段階)は年額76,800円(月額6,400円)です。

65歳以上の方の介護保険料の支払い方法は、以下の2種類があります。

【普通徴収(納付書払い・口座振替)】決定した保険料の年額から、仮算定期間(4月～7月期)の保険料を差し引いた金額を、残りの納期(8月～3月期)の各月に納付ください。(便利な口座振替をぜひ利用ください。)

【特別徴収(年金天引き)】決定した保険料の年額から、仮算定期間(4月・6月・8月期)の保険料を差し引いた金額が、残りの納期(10月・12月・2月)の各月に年金から天引きされます。

※今回送付した通知書は、インフルエンザや肺炎球菌予防接種の自己負担額免除などの手続きに使用できる場合があります。大切に保管してください。

中央区役所福祉課 ☎328-2311

東区役所福祉課 ☎367-9127

西区役所福祉課 ☎329-5403

南区役所福祉課 ☎357-4129

北区役所福祉課 ☎272-1118

(介護保険課 ☎328-2347)

辛島公園地下駐車場の改修工事に伴う施設閉鎖

8月1日(金)～9月30日(火) ※工事の進捗状況により変更となる場合があります。なお、駐輪場は、7月24日(木)から入庫禁止です。辛島公園地下駐車場、駐輪場

詳しくは、市ホームページへ。

【駐車場】



駐車場に関すること (誘致戦略課 ☎328-2073)

駐輪場に関すること (地域交通支援課 ☎328-2259)

【駐輪場】



暴走族のいない安全安心な熊本市を目指して

暴走族は、一般車両や周辺住民に多大な迷惑をかけています。暴走族を追放、根絶するためには、地域ぐるみの協力が必要不可欠です。暴走族追放3ない運動「暴走をしない!させない!見に行かない!」を守り、暴走族の根絶に努めましょう。

暴走族に関する情報を見聞きした際は、110番へ情報提供をお願いします。

(生活安全課 ☎328-2397)

夏季の省エネ・節電にご協力ください!!

夏はエアコンの使用などに伴い、電気の消費量が増える季節です。熱中症などに注意しながら、無理のない範囲で省エネ・節電を心がけ、快適かつエコに電気代を節約しましょう。

【取り組み例】

①冷房

- ・フィルターを清掃する
- ・設定温度を下げ過ぎない
- ・扇風機を併用する



②冷蔵庫

- ・冷やし過ぎを避ける(強→中)
- ・扉を開ける時間を減らし、食品を詰め込み過ぎないようにする

(脱炭素戦略課 ☎328-2355)

みんなで道をきれいにしましょう

「道の日(8月10日)」にちなみ、8月8日(金)に県内一斉の道路清掃活動を行います。皆さんも、自宅周辺や勤務先など、身近な道路の清掃活動をお願いします。詳しくは、道路ふれあい月間事務局(☎382-1111)へ。

(土木総務課 ☎328-2475)

道路上の看板設置は法律で禁止されています

道路上に看板等を設置することは、歩行者や車両の安全な通行を妨げ、思わぬ事故につながる危険性があります。そのため、道路法第43条により禁止されており、設置した看板等が原因で事故が起きた際は、設置者の責任が問われる可能性もあります。すべての

方が安心して通行できる環境を守るため、設置しないようお願いします。(土木総務課 ☎328-2468)

市公式LINE「市民通報システム」がリニューアルしました!

「道路の穴ぼこ」「公園の遊具の破損」など道路、河川、公園に関する異常を見つけた際は、市公式LINEからいつでも通報が可能です。

通報完了までの画面タップ数を削減することで、より簡単に使用できるようになりました。

利用は市公式LINEアカウントを友だち追加し、「市民通報」をタップ、案内に沿って通報するだけ。

あなたの連絡が安全な街づくりの一步になります。

【友だち追加】



【通報方法】



(市民通報の事例)



通報時 → 対応後 (土木総務課 ☎328-2475)

熊本健康アプリ 上半期抽選会を実施します!!

健康ポイントを500ポイント以上ためた方の中から、抽選で7,000人にデジタルギフトが当たります!

実施市町村に住む18歳以上の方で、健康ポイントを500ポイント以上ためた方 9月1日～15日

詳しくは、専用ウェブサイトをチェック!



げんき!アップくまもと

検索



応募やアプリに関する事:「熊本健康ポイント」運営事務局(☎0120-040-037)

(健康づくり推進課 ☎328-2145)



くらしの中の人権 140

高齢者に関する人権問題

日本では、高齢者が人口の約3割を占める本格的な超高齢社会を迎えています。これに伴い認知症高齢者の数も、今後更に増加すると見込まれます。

認知症は、一度正常に発達した脳の機能が何らかの原因で低下し、生活に支障をきたす状態のことです。

今まで出来ていた生活の動作、例えば料理の手順がわからなくなったり、慣れた道でも迷ってしまったり、生活する上で不都合なことが出てきます。

しかし、認知症だからといって、何もわからなくなるわけではありません。確かに、苦手になる部分は出てくるかもしれませんが、その苦手を支える工夫や周囲の気づかいで、自分らしい生活を送っている方が大勢います。

本市では、認知症があっても安心して生活できる地域づくりを目的とし、認知症サポーターの養成を行っています。興味のある方は、ぜひ認知症サポーター養成講座を受講して、認知症について学んでみませんか?

※受講したい場合には、「熊本市認知症サポーター養成講座」で検索。



(人権政策課 ☎328-2333)

熊本市マイナンバーカードセンター(大劇会館)、熊本市マイナンバーカード東区サテライト(サンピアン)の休業・開業日について(8月)

- ・8月17日(日)は、システムメンテナンスによる休業日です。
- ・その他の休業日は、市のホームページ「休業・開業日カレンダー」に掲載しています。
- ・問い合わせ先 熊本市マイナンバーカードコールセンター(☎277-1869)

(戸籍住民課 ☎328-2067)



毎月確認! 自転車の交通ルール

【第3回】

自転車は原則左側通行だが、路側帯の中ならば、どちらの向きで通行しても構わない。○か×か。



答え、解説は20ページ (地域交通支援課 ☎328-2259)